

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



6
2022

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 2-13-9

TEL 06-6850-8110 FAX 06-6855-3676(プリンター接続型)

URL <http://www.tokunaga-sr.com> e-mail bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2022年5月31日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算153号



耳寄り情報1

— 使用者の安全配慮義務 —

1. 法律の定め

労働契約法5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と定めています。

労働者は、使用者の指定した場所で、使用者の供給する設備・器具等を用いて労働に従事します。労働契約の内容として具体的に定めていなくても、労働契約に伴い信義則上当然に、使用者は、労働者を危険から保護するよう配慮すべき「安全配慮義務」を負っているとされます。

2. 条文の解説

- (1) 使用者は、労働契約に基づいてその本来の債務として賃金支払義務を負うほか、労働契約に特段の根拠規定がなくとも、労働契約上の付随的義務として当然に安全配慮義務を負うことを規定したものです。
- (2) 「労働契約に伴い」は、労働契約に特段の根拠規定がなくとも、労働契約上の付随的義務として当然に、使用者は安全配慮義務を負うことを明らかにしたものです。
- (3) 「生命、身体等の安全」には、心身の健康も含まれます。
- (4) 「必要な配慮」とは一律に定まるものではなく、使用者に特定の措置を求めるものではありませんが労働者の職種、労務内容、労務提供場所等の具体的な状況に応じた必要な配慮をすることが求められます。

3. 災害の予防責任

使用者は、労働災害を発生させないように事前に予防措置を講じて保護する義務を負います（予防責任）。したがって、労働災害の「危険発見」と「その事前排除（予防）」の活動が必要です。

- ・危険発見・・・職場における危険、特に働いている人の周りにおける危険を予知して発見する
- ・事前排除（予防）・・・リスクを除去したり低減させたりし、残存したリスクに対しては作業員にその存在などを示し、危険が顕在化しないよう対策をとる

上記活動には、安全衛生管理体制を整備することが重要です。安全委員会・衛生委員会の設置・ストレスチェックの実施のほか、雇入時・作業内容変更時教育、危険予知・ヒヤリハット活動、労働時間管理、ハラスメント防止、作業環境の整備、労働者の健康管理なども大切です。

なお、令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び安全衛生規則を一部改正する省令」が公布され、照度、便所、休憩設備、休養室、救急用具等に係る改正が行われました。

テレワークや在宅勤務においても、使用者には、労働安全衛生体制を確立し、労働者の安全と健康を確保するために必要となる具体的な措置を講ずることが求められています（「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」）。

4. その他

労働契約法5条違反には罰則がありません。

しかし、安全配慮義務を怠った場合、民法709条（不法行為責任）、民法715条（使用者責任）、民法415条（債務不履行）等を根拠に、使用者に損害賠償を命じる判例があります。労働安全衛生法で定める最低基準を遵守することは当然として、使用者には、状況に応じた必要な配慮が求められます。

片山組事件 最高裁平成10年4月9日第一小法廷判決～私傷病と労務受領拒否～

◆事案の概要

- (1)労働者は、建築工事現場における現場監督業務に従事してきた。
 (2)労働者は、バセドウ病に罹患した後、事務作業に従事していた。
 (3)会社は、労働者に対して、自宅で本件疾病を治療すべき旨の命令を発した。
 (4)会社は、労働者を欠勤扱いとして、賃金等を支給しなかった。そのため、労働者は、会社に対して、賃金の支払いを請求した。 **第一審は労働者の請求を一部認容、控訴審は労働者の請求棄却**

◆判旨・判決の要約 破棄差戻し

労働者が職種や業務内容を特定せずに労働契約を締結した場合においては、現に就業を命じられた特定の業務について労務の提供が十全にはできないとしても、**その能力、経験、地位、当該企業の規模、業種、当該企業における労働者の配置・異動の実情及び難易等に照らして当該労働者が配置される現実的可能性があると認められる他の業務について労務の提供をすることができ、かつ、その提供を申し出ているならば、なお債務の本旨に従った履行の提供がある。**

本件において労働契約上その職種や業務内容が現場監督業務に限定されていたとは認定されていない。本件自宅治療命令を受けた当時事務作業に係る労務提供は可能でその提供を申し出ていた。

◆解説・ポイント

近年、精神疾患を理由とする休職が増加していますが、精神疾患の有無・程度の判断が困難なことから、労働者からの休職申立てや、使用者からの休職命令において、休職事由の有無をめくり紛争になることがあります。この最高裁判決によれば、**職種限定のない従業員については配転の具体的可能性のある他の職種の労務提供可能性も考慮し休職事由の存否を判断する必要があります。**

金ちゃん先生の一言 「本人の想いと会社の意向との差が有る場合、どう対応するかですね。」

金ちゃん先生行状記 母校豊中高校同期生のトーク会、2年ぶり開催!

◆コロナ禍のため長い間開催を自粛していましたが、WITH—CORONA の精神で感染予防に留意しつつ開催。場所は金ちゃん先生新宅1階奥にある「黄門亭」で8名参加で実施⇒テーマは「ワイン通への道」。

【コロナ対策】

- ◆玄関での(1)アルコール消毒、テーブルでの
 (2)透明アクリル板設置、(3)飲食物の個別配布

【実施要領^①公開】

- ◆シャンパンで乾杯⇒白ワイン⇒赤ワイン飲酒
 ～フランスパンと各種盛付のつまみが絶品～
 ⇒近況報告⇒からおけ締め「高校三年生」合唱



施行済みの改正

「基礎年金番号通知書」は被保険者あてに送付「年金手帳」の位置づけも要確認

令和4年4月施行の改正により、「年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え」が図られています。企業実務に影響がある事項もありますので、そのポイントを紹介します。

……………「基礎年金番号通知書」の送付・改正後の「年金手帳」の位置づけ……………

<「基礎年金番号通知書」の送付>

- これまで、事業所を通じて提出された届書等に基づいて発行される「年金手帳」は、日本年金機構から事業所あてに送付されていましたが、令和4年4月以降、「年金手帳」に替わって発行される「基礎年金番号通知書」は、原則として、日本年金機構から被保険者あてに送付されます。
- ただし、あて先不明等の理由で、被保険者に届けることができなかった場合には、日本年金機構から事業所あてに送付されるようです。この場合には、事業主を通じて被保険者に交付することになります。

<改正後の「年金手帳」の位置づけ>

- 「基礎年金番号通知書」の発行の対象となるのは、原則として、令和4年4月以降に新規に国民年金の被保険者の資格を取得した方となります。
既に「年金手帳」をお持ちの方には、「基礎年金番号通知書」の発行は行われません。
- 既に「年金手帳」の交付を受けている方については、基本的に、「年金手帳」を基礎年金番号の確認等に用いることとなります。
→年金手帳は、今後も、「基礎年金番号を明らかにすることができる書類」として有効です。

★厚生年金保険の資格取得時等に確認している「基礎年金番号」については、今後も、「年金手帳」から確認できます。年金手帳が使えなくなったわけではないので注意しましょう。なお、日本年金機構では、年金手帳をお持ちの方に対しては、「引き続き年金手帳を大切に保管してください」と呼びかけています。

施行済みの改正

育児休業等中の社会保険料の免除要件の見直しに関するQ&Aを公表(厚労省)

育児・介護休業法の改正に伴い、健康保険法等の一部が改正され、令和4年10月から施行されます。このうち、育児休業等中の社会保険料の免除要件の見直しに関し、厚生労働省からQ&Aが公表されました。

……育児休業等中の保険料の免除要件の見直しに関するQ&A(いくつか抜粋)……



最初の間で、改正の概要を説明しています。

問 改正の概要如何。

答 今般の育児休業等中の保険料免除に係る主な改正内容は次の通り。

- ① 出生時育児休業制度について、育児休業等の取得促進の観点から、保険料免除の対象とする。
- ② 月途中に短期間の育児休業等を取得した場合に保険料が免除されないことへの対応として、育児休業等開始日の属する月については、その月の末日が育児休業等期間中である場合に加えて、その月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも標準報酬月額に係る保険料を免除する。
なお、その際には、同月内に取得した育児休業等及び出生時育児休業による休業等は合算して育児休業等期間の算定に含める。
- ③ 賞与保険料が免除されることを要因として、賞与月に育児休業等の取得が多いといった偏りが生じている可能性があることへの対応として、育児休業等が短期間であるほど、賞与保険料の免除を目的として育児休業等取得月を選択する誘因が働きやすいため、連続して1か月超の育児休業等の取得者に限り、賞与保険料の免除対象とする。

(次ページへ続く)

豆知識情報

妊産婦等 ①産前産後休業

1、産前休業(法65-II)

「使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差支えない。」とされています。

産前休業→6週間(多胎妊娠14週間)

産後休業→8週間(6週間、絶対的就業禁止)

実務において必要となる細かな内容についても、Q&Aが用意されています。たとえば、次のようなものがあります。

問 育児休業等日数の算定にあたり、休日は含めるのか。

答 育児休業等日数は、ある育児休業等の開始日から終了予定日までの日数（当該育児休業等が出生時育児休業である場合、開始日から終了予定日までの日数から就業日数を除いた日数）をいい、その間に土日等の休日、有給休暇など労務に服さない日が含まれていても、育児休業等日数の算定に当たり差し引くことはしない（育児休業等日数に含まれる）。

★上記はほんの一例です。この改正は、社会保険に加入しているすべての企業において、対応が必要となるものです。詳しく内容を確認したいときは、気軽にお声掛けください。

要確認

令和4年度の労働保険年度更新 概算保険料(雇用保険分)の記入に注意

先にお伝えしたとおり、令和4年度においては、雇用保険料率が年度の途中で引き上げられます。そこで、令和4年度の労働保険料の申告・納付（年度更新）における雇用保険分の概算保険料については、年度の前期（令和4年4月1日から同年9月30日まで）の概算保険料額と、年度の後期（令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）の概算保険料額をそれぞれ計算し、その合計額を、雇用保険分の概算保険料として申告・納付することとする暫定措置が適用されることになっています。

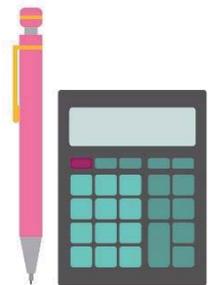
具体的にどのように対応するのか、そのポイントを紹介します。

.....令和4年度の年度更新 概算保険料（雇用保険分）の記入のポイント.....

令和4年度の年度更新で用いる「労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書」への概算保険料（雇用保険分）の記入にあたっては、当該申告書に付いてくる「確定保険料算定基礎賃金集計表」に設けている『概算保険料（雇用保険分）算定内訳（下記参照）』を用いて算出した額を転記することとされています。

令和4年度 概算保険料(雇用保険分)算定内訳(算定期間 令和4年4月~令和5年3月)

①区分 (適用期間)		算定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日		
		②保険料算定基礎額	③保険料率	④概算保険料額
令和4年4月1日 ┆ 令和4年9月30日	雇用保険分	(イ) 千円	(ハ) 1000分の	(ホ) 円
令和4年10月1日 ┆ 令和5年3月31日	雇用保険分	(ロ) 千円	(ニ) 1000分の	(ヘ) 円
合計	雇用保険分	(イ)+(ロ) 千円 申告書⑫欄(ホ)へ転記		(ホ)+(ヘ) 円 申告書⑭欄(ホ)へ転記



※1 ②欄の(イ)、(ロ)については、①欄の適用期間中に使用する予定の労働者に係る賃金総額の見込額（千円未満の端数が生じる場合は、その端数について、切り捨ててください。）を記入してください。ただし、令和4年度の賃金総額の見込額が、前年度の賃金総額と比較して、2分の1以上2倍以下の額となる場合には、前年度の賃金総額の2分の1の額（その額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数について、(イ)は切り上げ、(ロ)は切り捨ててください。）をそれぞれ記入してください。

※2 ③欄の(ハ)、(ニ)については、①欄の適用期間中の雇用保険率を記入してください。

※3 ④欄の(ホ)、(ヘ)については、1円未満の端数が生じた場合であってもその端数は切り捨てず、(ホ)+(ヘ)については、1円未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨ててください。

以下 略

★なお、厚生労働省からは、電子申請の際の注意事項も案内されています。その点も含め、不明な点があれば、気軽にお声掛けください。お任せしていただいている場合は、適切に対応しますので、ご安心ください。

お仕事
カレンダー
6月



6/1 ● 労働保険の年度更新手続きの受付開始(~7/11)

6/10 ● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税(2021年12月から2022年5月分)の納付

6/30 ● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

◆あとなぎ◆ なかなかままならないゴルフ道ですが…、金ちゃん先生は5月某日、箕面GC専属辻プロによるコースレッスンに参加、18ホールの内9ホールに同行頂き、逐次助言・指導を得る。伸びあがるスイング指摘も今回は極端に悪いスイング&打球は無いと言われほっとした次第です…。